

弘前市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条及び弘前市職以外の職務又は業務に従事する職員に関する条例（平成18年条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が許可を行う場合並びに職員が職務上の必要により営利を目的としない団体等の役員等に報酬を得ないで兼職する場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(兼業)

第2条 この要領において「兼業」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。
- (2) 自ら営利を目的とする私企業を営むこと（以下「自営」という。）。
- (3) 報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事すること。

(営利企業等)

第3条 前条第1号の「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体」とは、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいい、商法上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営むものがこれに該当する。

- 2 前条第2号の「自営」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいい、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。
- 3 前項の場合において、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場の賃貸にあつては次の各号のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱うものとする。
 - (1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
 - イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一部の数が10室以上であること。
 - ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
 - エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
 - オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。
 - (2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
 - イ 駐車台数が10台以上であること。
 - (3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合

には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額)が年額5,000,000円以上である場合

- (4) 第1号又は第2号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- 4 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、1戸建て1棟をアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当として換算し、これらを合計して10室相当以上となる場合は、自営に当たるものとして取り扱う。
 - 5 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として自営に当たるか否かを判断する。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。
 - 6 賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来1年間の収入予定額で判断し、賃貸する際等における1年間の総収入(賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月など)が5,000,000円以上となる見込みであれば、自営に当たるものとして取り扱う。
 - 7 米、麦、そ菜等を生産する農作及び自家消費にあてることを主たる目的とする小規模の果樹栽培、酪農(主たる原料を購入して製造又は加工するものを除く。)は、「営利企業」には含まれない。また、これらのものを自ら行う場合は、「報酬を得て職以外の事業若しくは事務に従事する場合」には該当しないものとして取り扱う。
 - 8 副業的に果樹栽培又は酪農を営むものについては、大規模に経営して店舗その他の営業設備を有するなど客観的に企業と判断されるものは、「営利企業」に該当する。

(兼業許可の申請)

第4条 職員は、兼業の許可を受けようとするときは、あらかじめ兼業許可申請書(様式第1号)又は自営兼業許可申請書(様式第2号又は様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請書の種類に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 兼業許可申請書(様式第1号)

- ア 業務内容を明らかにする書類
- イ 収入額を明らかにする書類
- ウ その他参考となる書類

(2) 自営兼業許可申請書(様式第2号)

- ア 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書類
- イ 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書類
- ウ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書類
- エ 事業主の名義が兼業をしようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合いを明らかにする書類

オ その他参考となる書類

(3) 自営兼業許可申請書（様式第3号）

ア 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書類

イ 事業報告書、組織図、事業場の見取図等当該事業の概要を明らかにする書類

ウ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする書類

エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合いを明らかにする書類

オ その他参考となる書類

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、兼業の可否を兼業許可・不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（許可の期間）

第5条 兼業の許可は、原則として1年を超えない期間について与えるものとする。

（職員が占める職に異動を生じた場合等の取扱い）

第6条 兼業の許可を受けた職員は、昇任、転任、配置換、併任等により職員が占める職に異動を生じた場合（異動前後の職員の任命権者が同一である場合であって、当該任命権者が異動後の職員が占める職と許可に係る兼業先との間においても特別の利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときを除く。）又は許可に係る兼業の内容に変更があった場合には、当該職員が占める職の異動又は兼業の内容の変更の後1か月以内に改めて許可を受けなければならない。

（自営を除く兼業許可の審査内容）

第7条 市長は、兼業（自営を除く。）に係る第4条第3項の規定による審査をする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、兼業の許可をしないものとする。

(1) 兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。

(2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。

(3) 兼業しようとする職員が占める職と許可に係る兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、監査、税の賦課・徴収、補助金の交付、工事の請負、物件の使用、物品の購入等の特別な利害関係があるとき。

(4) 兼業する事業の経営上の責任者となるとき。

(5) 兼業することが、地方公務員としての信用を傷つけ、または、市職員全体の不名誉となるおそれがあると認めるとき。

（自営における兼業許可の審査内容）

第8条 市長は、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営について、第4条第3項の規定による審査をする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められる

ときは兼業の許可をできるものとする。

- (1) 兼業しようとする職員が占める職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 市長は、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営について、第4条第3項の規定による審査をする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められるときはこれを許可できる。

- (1) 兼業しようとする職員の職務と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
- (4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(許可の取消し)

第9条 兼業の許可を受けた職員は、当該兼業を必要としなくなったとき又は当該許可に係る内容が不許可の要件に該当するに至ったときは、直ちに兼業許可取消申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず兼業の許可を受けた職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、兼業の許可を取り消すものとする。

- (1) 当該許可に係る内容が、事実と相違すると認めるとき。
- (2) 当該許可に係る内容が、不許可の要件に該当するに至ったとき。

3 市長は、前2項の規定に基づき兼業の許可を取り消す場合は、兼業許可取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(営利企業以外の団体の役員等の兼職)

第10条 第2条に規定する場合のほか、職員が、職務上の必要により国、地方公共団体その他の公益団体において法令、条例、定款、寄附行為その他規約で定める役員等に報酬を得ずに就任するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、兼業許可等についてなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

兼 業 許 可 申 請 書

<p>(注意) この様式は地方公務員法第38条によって職員が会社その他の団体の役員等を兼職し又は事務を行おうとするときに用います。 <input type="checkbox"/>のついた項目は該当する<input type="checkbox"/>の中にレ印を入れ、また数字は算用数字を使ってください。 <input type="checkbox"/>※欄は記入しないで下さい。</p>	
<p>弘前市長 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(申請者)</p> <p>地方公務員法第38条第1項の規定により市長の許可を申請します。</p>	
1 申請者について	
氏名 (ふりがな)	生年月日 年 月 日生
	現住所
2 本職について	
所属部課名	職務内容と責任の程度
職名	
給与 年・月・日・時間 級号 又は 円	
勤務時間 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 時から 時まで 平均して 1月 日 1日 時間 週のべ 時間	
3 兼業先について	
勤務先	兼業予定期間 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 年 月 日から 年 月 日まで
所在地	
事業の内容 <input type="checkbox"/> 営利企業 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 未定
職名	その職内容と責任の程度
収入額 <input type="checkbox"/> 月収 <input type="checkbox"/> 年収 <input type="checkbox"/> その他 円	
勤務時間 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 時から 時まで 平均して 1月 日 1日 時間 週のべ 時間	

4 兼職が職に与える影響を詳しく書いてください。

(割り振られた正規の勤務時間の一部をさく必要のある場合は、さく時間数を記入すること。)

5 兼職を必要とする理由を詳しく書いてください。

上記の事項は真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

本人署名

※ 意見等

許可 不許可 その他

決 裁 サービス担当課	市 長	副市長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係
		所 属	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係

自営兼業許可申請書 (不動産等賃貸関係)

弘前市長 殿		年 月 日	
(申請者)			
地方公務員法第38条第1項の規定により市長の許可を申請します。			
1 申請者について			
氏名 (ふりがな)		生年月日	
		年 月 日生	
現住所			
2 本職について			
所属部課名		職務内容	
職名			
給与 年・月・日・時間 級号 又は 円			
3 兼業先について			
賃貸する不動産等	建物	(独立家屋) 棟 延べ床面積 m ² (マンション等) 室 延べ床面積 m ² 所在地	
	土地	貸付件数 件 面積合計 m ² 用途 所在地	
	駐車場	駐車台数 台 設備の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 所在地	
	その他	(娯楽集会、遊技等の設備を設けた不動産) 種類 件数・規模 所在地 (旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 件数・規模 所在地	
賃貸料収入の予定年額	合計		円
	建物	(独立家屋)	円
		(マンション等)	円
	土地		円
	駐車場		円
その他		円	
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法			

4 職員の本職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無
5 職員の職務の遂行への支障の有無
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項

上記の事項は真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

本人署名

※ 意見等 <input type="checkbox"/> 許 可 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> その他							
決 裁 服務担当課	市 長	副市長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係
		所 属	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係

自営兼業許可申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）

弘前市長 殿		年 月 日
(申請者)		
地方公務員法第38条第1項の規定により市長の許可を申請します。		
1 申請者について		
氏名 (ふりがな)	生年月日 年 月 日生	
現住所		
2 本職について		
所属部課名	職務内容	
職名		
給与 年・月・日・時間 級号 又は 円		
3 兼業先について		
事業の名称		
所在地		
事業内容		
収入の予定年額	円	
使用人の人数及び職員との続柄		
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量		
職員が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間		
当該事業の継承の事由		

4 職員の本職と許可に係る事業との間の特別な利害関係の有無
5 職員の職務の遂行への支障の有無
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項

上記の事項は真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

本人署名

※ 意見等 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> その他							
決 裁 サービス担当課	市 長	副市長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係
		所 属	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係

(様式第4号)

弘 人 収 第 号
年 月 日

様

弘前市長 櫻田 宏

兼業 許可 ・ 不許可 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった兼業の許可については、下記のとおり決定したので、弘前市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領第4条第3項の規定により通知します。

記

- ・ 兼業を許可します。
許可条件:弘前市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領を順守すること

- ・ 兼業を不許可とします。
不許可理由:

以 上

(様式第5号)

年 月 日

弘前市長 殿

(申請者)

兼業許可取消申請書

年 月 日付けで決定した兼業許可について、下記の理由により取り消したいので、弘前市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領第9条第1項の規定により申請します。

記

申請理由(具体的に記入してください。)

以 上

備考 申請者氏名は署名してください。本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(様式第6号)

弘 人 発 第 号
年 月 日

様

弘前市長 櫻田 宏

兼業許可取消通知書

年 月 日付けで決定した兼業許可については、下記の理由により取り消すので、弘前市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領第9条第3項の規定により通知します。

記

取消理由

- ・ 要領第9条第1項に基づく兼業許可取消申請書提出による取消
- ・ 要領第9条第2項第1号による取消
- ・ 要領第9条第2項第2号による取消

以 上